

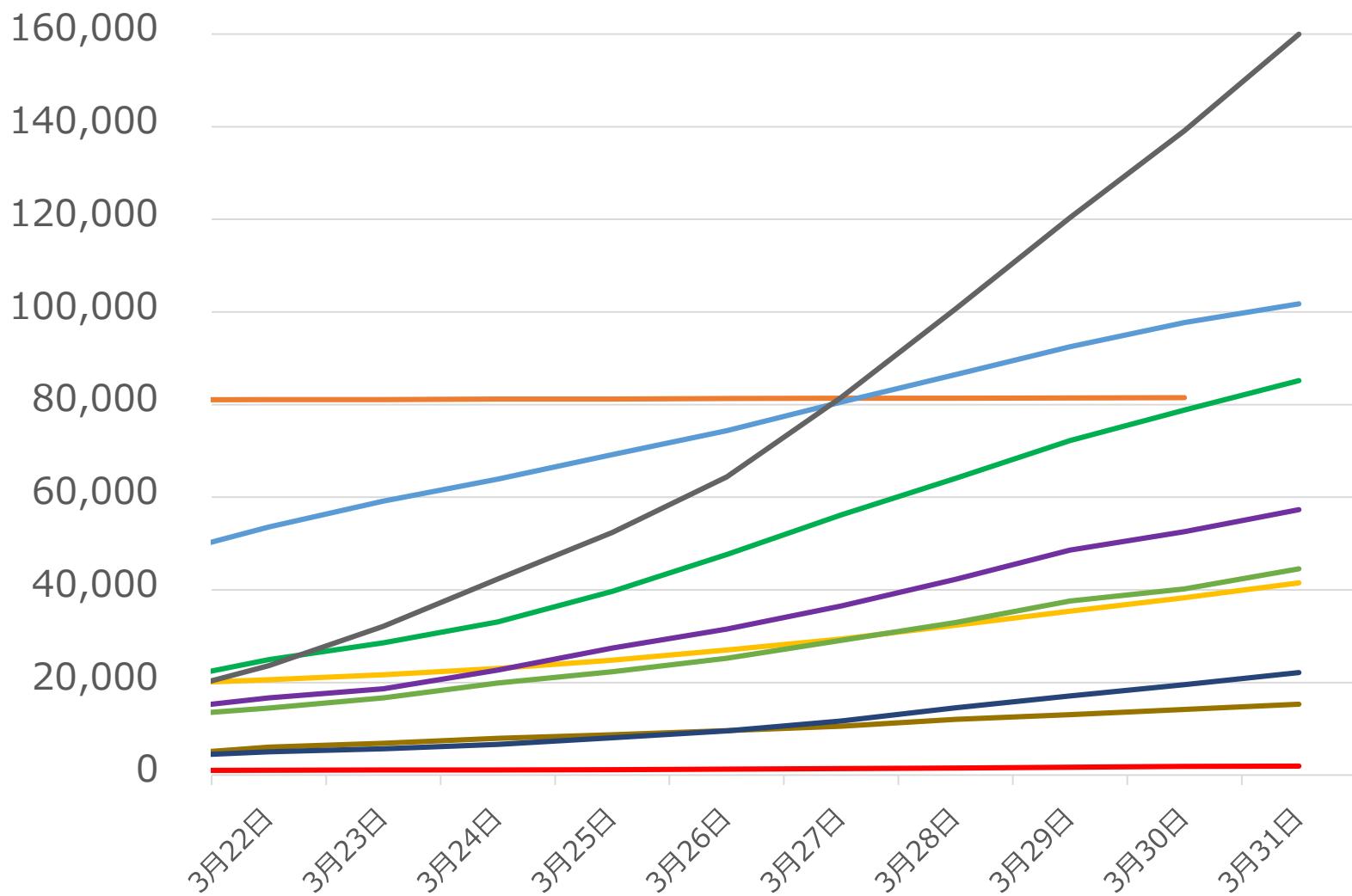
新型コロナウィルス 国別感染者数の推移

3/31 (火) 時点

国別感染者数の推移（累積）①

(上位9か国及び日本)

出典：各国政府発表
(米国は各州発表)

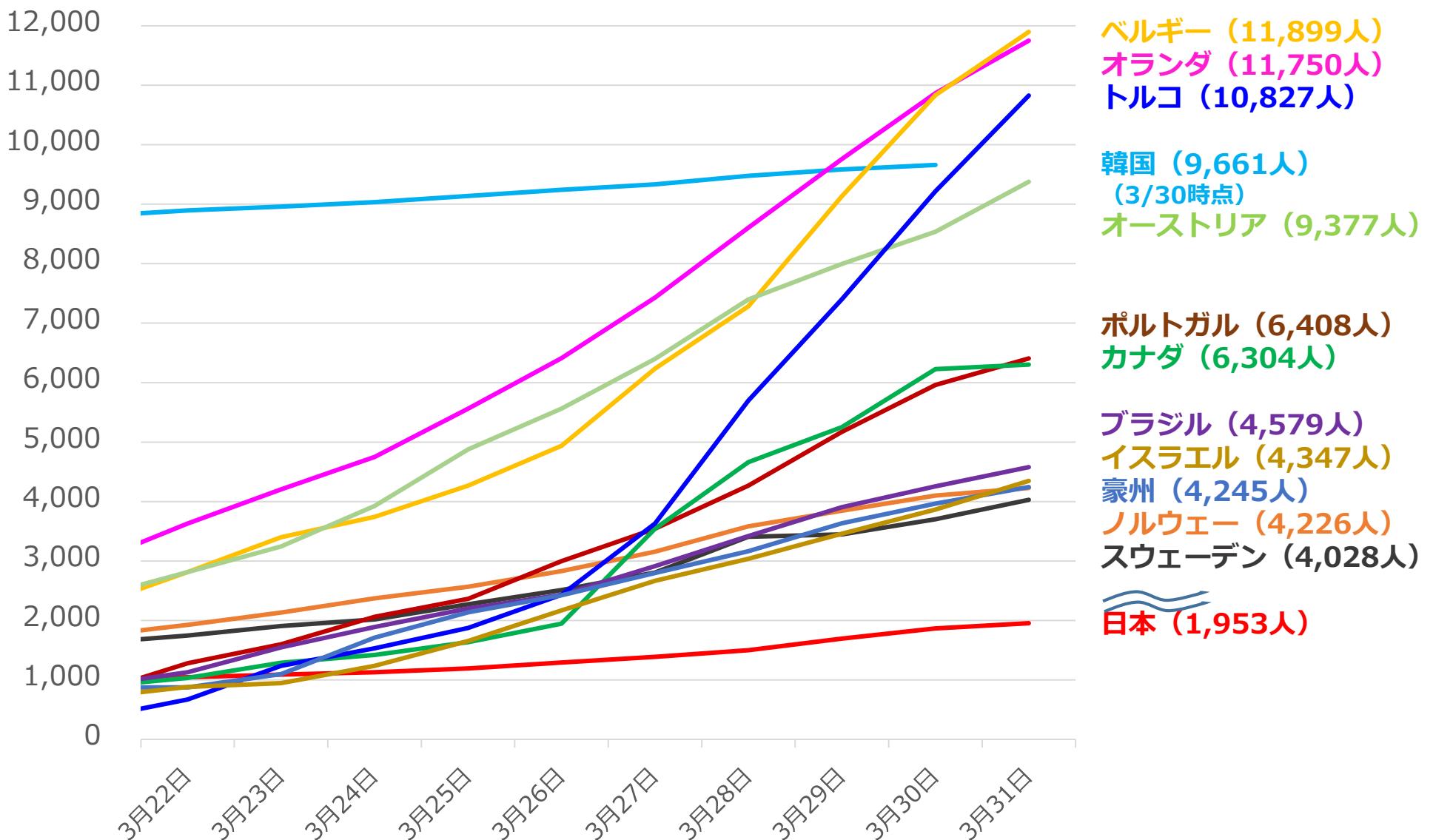


(注) 中国は、「感染者数」に無症状感染者を含めていない。

国別感染者数の推移（累積）②

(上位10~21位及び日本)

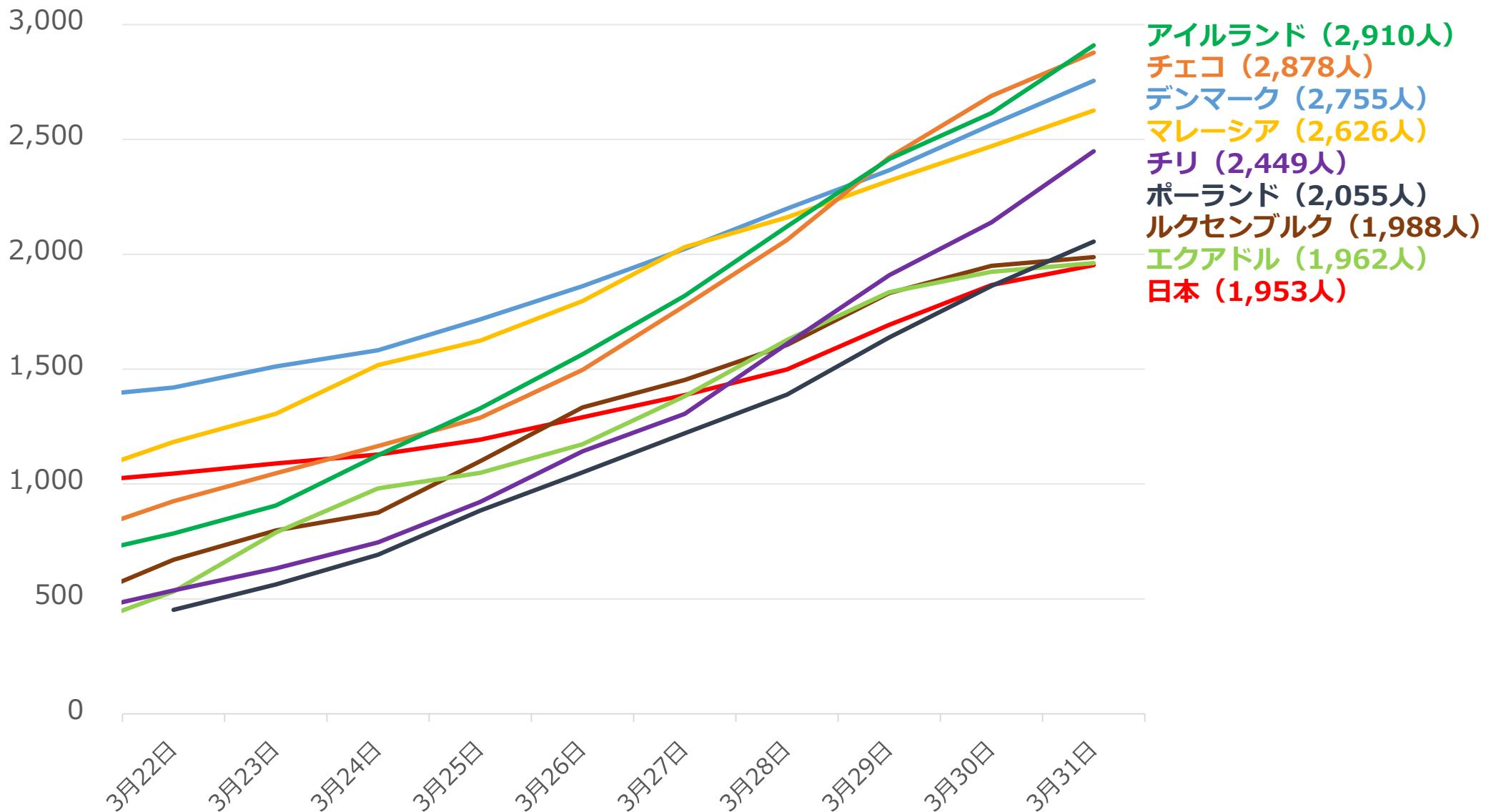
出典：各国政府発表



国別感染者数の推移（累積）③

(日本を含む上位22~30位)

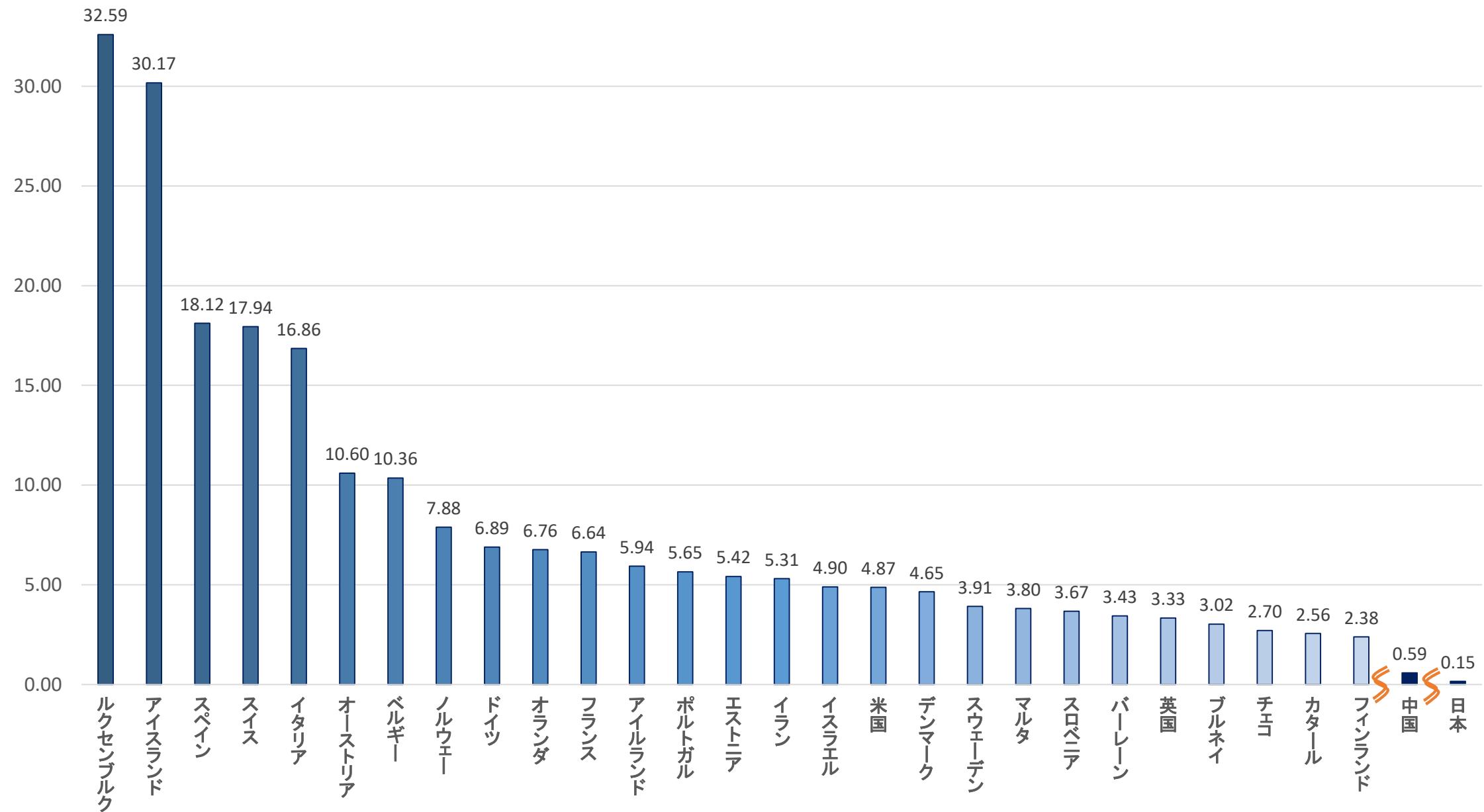
出典：各国政府発表



1万人当たりの感染者数

(人口10万人以上の国・地域の上位及び日本・中国)

出典：各国政府発表及び外務省HP



(注) 中国は、「感染者数」に無症状感染者を含めていない。

新型コロナウイルス
(日本からの渡航者・日本人に対する
各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)
令和2年3月31日
(6時更新)
外務省

○3月31日6時までに外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については以下1及び2のとおりです。

注1：入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があります。

注2：入国後の行動制限については、国籍を問わず全渡航者を対象にしている措置、発熱などの具体的な症状が無くともとられる措置や、自主的な対応を求めるものも含まれています。

○本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

○現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

○中国の入国制限及び入国後の行動制限の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

○各国内では、ここに掲載されていない様々な行動制限措置がとられています。既に各国に滞在されている方々は、各在外公館ホームページ、各在外公館から届くお知らせ等を隨時確認し、最新の情報を入手してください。

(注) 本資料は地域を含むことから、一部、「入国」を「入境」と読み替えています。

1 感染者確認国（注：日本を含む。）からの入国制限が行われている国・地域（180か国／地域）

(1) アイスランド

3月20日から4月17日まで、EU域内（EEA）市民、EU自由貿易連合（EFTA）市民及び英国民以外の外国人の入国を制限する。ただし、居住権を有する邦人等は対象外。

(2) アゼルバイジャン

3月13日から45日間、全外国人に対し、電子査証および空港到着時の査証発給を停止する。渡航者は大使館・総領事館で査証を申請する

必要がある。感染が確認されている国（注：日本を含む。）の国民は、査証申請時に医療証明書を提出する必要がある。

(3) アラブ首長国連邦

全ての外国籍者の入国を一時停止する。3月25日から2週間（期間は見直される可能性がある。），乗り継ぎ便も含め全ての商用旅客機便を停止する（貨物便等は運航可）。

(4) アルジェリア

3月17日から、全ての航空便及び船便（いざれも貨物便を除く）を停止し、全ての陸路国境を閉鎖する。

(5) アルゼンチン

全ての者（居住者を含む）の入国を3月31日まで禁止する。（なお、感染国（日本、中国、韓国、イラン、米国、英国、EU加盟国及びシェンゲン協定域内国）に過去14日間に滞在した非居住外国人の入国は、3月14日から30日間禁止する。）

(6) アルバニア

全ての航空便の運航を当面の間（3月28日現在4月8日までの予定）停止する。

(7) アルメニア

3月16日から4月14日の間、感染の拡大している国・地域（注：日本を含む。）に過去14日間に滞在していた外国籍者の入国は禁止される。

(8) アンゴラ

4月11日までの間、極めて高い緊急性・必要性が認められる場合を除き、あらゆる手段での出入国を停止する。

(9) アンティグア・バーブーダ

日本、中国、イタリア、イラン、韓国、シンガポール、フランス及びドイツに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む。）の入国を拒否する。

3月27日0時から2週間、北米及び欧州から出発する商用機の受け入れを停止する。（北米及び欧州から出発する商用機は、自国民の帰還目的に限り、乗り入れを認める。また、カリブ域内のLIAST航空、貨物機、私用機の離発着は認める。）

(10) イエメン

3月17日から14日間、イエメン国内の全ての空港における航空機の離発着を停止する。3月17日から陸上国境を閉鎖する。

(11) イスラエル

3月18日から、全ての外国人の入国を原則禁止する。

(12) イラク

3月17日から4月11日までの期間、航空便の運航を停止する。

(13) インド

3月22日から4月14日まで、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止する。インド入国前の全ての外国籍者に対して発給されてきた査証は、3月13日から4月15日の間、効力停止となる（外交・公用査証、国際機関への査証、就労査証、プロジェクト査証以外）。なお、やむを得ない理由でインドへの渡航が必要な者については、最寄りのインド大使館／総領事館で新規の査証の申請を行う必要がある。

また、2月27日以降、日本及び韓国国籍者への到着査証サービスは停止する。加えて、シッキム州については3月5日から、アルナチャル・プラデシュ州については3月6日から、ナガランド州については3月16日から、それぞれ外国人への入域許可証の発給が停止となる。

(14) インドネシア

全ての国からの訪問者に対し、短期滞在の査証免除、到着査証（VOA）、外交・公用査証免除を1か月間停止する（注：日本を含む査証免除が適用されている全ての国が対象。）。したがって、インドネシアを訪問する全ての外国人は、在外公館において目的別の査証を取得することが必要となる。また、査証申請に当たり、医療当局発行の「健康証明書」を提出することが義務付けられる。

(15) ウガンダ

3月23日から、旅客機はウガンダへの発着を許可されない（貨物機を除く）。また、陸路での出入国を禁止する。

(16) ウクライナ

3月16日から4月24日まで、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。ウクライナ発着の国際航空便及びバス・鉄道等国際路線につき、3月17日からは全定期便、3月28日からは全旅客便の発着を停止する。また、3月14日から、全ての査証発給を停止する。

(17) ウズベキスタン

3月16日から、他国との全航空便の停止、国境自動車道の閉鎖を含む全ての国境の閉鎖措置及び出入国の停止措置をとる。ただし、ウズベキスタンに既に滞在する外国人（日本人を含む。）の出国は例外的に認める。

(18) ルクセンブルク

3月25日から、原則として自国民及び居住する外国人以外の入国を禁止する。

(19) エクアドル

3月16日から外国人の入国を禁止する。

(20) エジプト

3月19日正午から4月15日まで、全てのエジプト行きの航空便の運航を停止する。ただし、（乗客なしで到着する）定期便等により帰国を希望する者は19日以降も帰国可能。

(21) エストニア

3月17日から滞在許可保有者、エストニアに在住する家族を有する外国人及び国際軍事協力に従事する外国人を除く全ての外国人の入国を禁止する（症状がない場合は、トランジットのみ可能）。

(22) エスワティニ

3月27日から20日間、貨物、エスワティニ市民及び永住者以外の入国を許可しない。

(23) エチオピア

陸路による出入国を禁止する（必要物資の輸入を除く。）。

(24) エリトリア

3月26日から2週間、エリトリアに発着する全ての国際線の運航を停止する。

(25) エルサルバドル

エルサルバドル在住の外国人及びエルサルバドルを接受国とする外交団を除く外国人の入国を禁止する。現地時間3月18日0時から15日間、貨物便及び人道的任務の受入れを除き、空港を閉鎖する。

(26) オーストラリア（豪州）

豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての者の入国を禁止する（トランジットも同様に原則不可。）。

(27) オーストリア

3月20日0時から4月10日までの間、以下の措置を実施する。

- ① オーストリア国籍所有者及び在留権またはD査証を所有する外国人は入国後、14日間の自主的な自宅隔離に承諾する書類に署名することを義務付ける。
- ② 上記①に該当しないEU等域外民（第3国国籍者）のシェンゲン域外からの空路での入国を拒否する（ただし、外交団、国際機関職員とその家族、人道支援・介護・保健に携わる者、トランジットの乗客、貨物輸送人員は除く。）。
- ③ 上記①及び②に該当しないその他の外国人は、4日以内に発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する医師の診断書を提示すれば入国できる。提示できない場合、即座に帰国することが手配されない限り、専門の宿泊施設に14日間隔離される。隔離期間中はこの施設を出ることは許されない。

(28) オマーン

全ての外国人の入国を禁止する。3月29日から、全ての空港における航空機の離発着を停止する（貨物便等を除く）。

(29) オランダ

3月19日18時から、EU市民（英國国民を含む）及びその家族等、滞在にかかる権利が加盟国の国内法に基づいている第三国国民等を除き、入国を禁止する。

①長期滞在査証（仮滞在許可（MVV）を含む）の保有者、②重要な機能又は必要性を有する者（医療従事者、越境労働者、外交官、国際機関及び人道支援機関職員、自身の家族を訪問する重要な理由を有する人々、乗り継ぎ客、国際的保護の必要性のある人々、人道的見地から認められる人々等。）については、この措置の適用外とする。

(30) ガーナ

3月22日0時から2週間、陸空海全ての国境を閉鎖する（ただし、貨物の移動は除く）。

(31) カーボベルデ

3月18日から3週間、全ての商用航空便及び船便の運航を停止する。

(32) ガイアナ

現地時間3月19日午前0時から14日間、ガイアナの国際空港（Cheddi Jagan国際空港と Eugene Correia空港）での国際便の受入れを停止する。出国便は引き続き運航し、貨物便、救急ヘリ等は離発着可能とする。

(33) カザフスタン

3月16日から4月15日まで、出入国を禁止する。ただし、既に滞在している外国人は出国を許可するほか、カザフスタン人の家族である外国人、在留許可を有する外国人等は出入国を許可する。

(34) カタール

3月16日から14日間、外国人に対して、カタールを最終目的地としたフライトへの搭乗を不可とする（注：期間については延長の可能性あり。トランジット、貨物便を除く。）。

(35) カナダ

外国人の入国を禁止する（空路・海路につき6月30日まで。乗務員、カナダ市民及び永住者の配偶者、外交官等は除く。）。また、新型コロナの症状のある者については入国を禁止する。ただし、感染症状のある自国民及び永住権保持者の陸路及び海路での入国は許可する（空路は不可。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。）。

(36) ガボン

3月20日から、陸・海・空全ての国境を閉鎖する（貨物船は除く）。

(37) カメルーン

3月18日から15日間（必要に応じて更新），貨物便を除き、陸海空全ての国境を閉鎖する。

(38) 韓国

3月9日から、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止する。

(39) ガンビア

3月23日0時から21日間、医療貨物便を除く全ての航空運航便を停止し、セネガルとの国境を閉鎖する。

(40) カンボジア

3月31日から、全渡航者に対し、観光査証、e-visa 及び到着査証の発給を1か月間停止する。入国を希望する全渡航者は、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前に査証を取得しなくてはならない。また、カンボジアに向けた渡航の72時間前以内に日本の保健当局から発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書、及び補償額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。

(41) 北マケドニア

3月16日から、北マケドニアの全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者は通行可能）。3月18日から、スコピエ国際空港を閉鎖する。

(42) ギニア

3月22日から30日間、全ての商用便の発着を停止する。また、3月27日から30日間、陸路国境を封鎖し、商用トラック以外の出入国を禁止する。

(43) ギニアビサウ

3月18日から当面の間、全ての航空便を停止し、国境を閉鎖する。

(44) キプロス

3月15日から15日間、合法的な居住者、居住許可を有する就労者及び留学生以外の者について、国籍に関係なく入国を禁止する。3月21日以降、到着できるフライトをキプロス政府が手配する帰国用チャーター機のみに限定する。また、このフライトに搭乗できる者は、キプロス国民又は既に合法的に滞在中の外国人の中で、健康上の理由で海外に旅行した者及び同伴者、専門的あるいは職業的な短期の旅行者等に限定される。これらの者は搭乗にあたり、キプロス在外公館が発行する証明書を受ける必要がある。

(45) キューバ

3月24日から全ての外国人（居住者は除く）は入国禁止とする。

(46) ギリシャ

3月18日から4月18日まで、日本人を含む非EU諸国民の入国を禁止する。

(47) キリバス

感染が確認されている国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも直近14日間滞在しない限り入国を禁止する。また、これらの渡航者は医療診断書の提出、又は新型コロナウイルスに感染していないことの証明、若しくはその両方を行わなければならない。

(48) キルギス

3月19日から、外国人の入国を一時的に禁止する。3月20日から、ビシュケク及びオシュ発の全ての国際便の運航を停止する。(週一のビシュケク—モスクワ間、オシューモスクワ間、ビシュケク—ノボシビルスク間の便は運航。)

(49) グアテマラ

3月17日以降15日間、国境を閉鎖し、商用機の運航を停止する。ただし、一時居住または永住する外国籍の者(注:日本人を含む。)及び外交官は陸路での入国が認められるが、入国後に隔離措置が課される。

(50) クウェート

3月14日以降、クウェート発着の全ての航空便を停止する(注:貨物便を除く。)。

(51) クック諸島

3月19日から4月18日まで、ニュージーランド人、クック人等及びその親族(パートナー、配偶者、扶養家族等)以外はクック諸島への入国を許可しない。

(52) グレナダ

3月23日23:59から以後通知があるまで、全ての商用機の入国を停止する。

(53) クロアチア

3月19日から30日間、原則出入国を禁止する。(ただし、トランジット、医療従事者、国際機関職員等は、この禁止措置の適用外とする。)

(54) ケニア

3月25日から、全ての国際線の運航を停止する(貨物便を除く)。

(55) コートジボワール

3月22日0時から当面の間、陸海空全ての国境を閉鎖する。

(56) コスタリカ

3月18日23:59から4月12日23:59の間、入国できるのは、自国民及び居住する外国人のみとする。

(57) コソボ

全ての外国人に対して国境を閉鎖する。3月16日から、軍事、医療関係以外全ての航空便を停止する。

(58) コモロ

3月23日から、貨物便を除き、全ての国際線の運航を禁止する。

(59) コロンビア

3月17日から5月30日まで、全ての国境を閉鎖し、空路で入国する自国民、定住者及び外交団を除く全渡航者の入国を禁止する。3月20日から国際線の乗り継ぎを禁止し、23日0時から30日間、全ての国際線の到着を禁止する。

(60) コンゴ共和国

3月21日から、陸海空河川全ての国境を閉鎖する。（ただし、貨物を除く。）

(61) コンゴ民主共和国

3月24日から、全ての国境を閉鎖する。

(62) サウジアラビア

3月15日から、サウジアラビアを発着する全ての国際線を停止する。

(63) サモア

3月20日以降、居住者以外の外国人の入国を禁止する。

(64) サントメ・プリンシペ

3月19日から15日間、全外国人の入国を禁止する。

(65) シェラレオネ

3月22日から90日間、全航空便の運航を停止する。また、3月27日から30日間、陸路国境を封鎖する（重要貨物を除く）。

(66) ジブチ

3月18日から、全ての国際線の離発着を停止する（注：再開時期は未定。）。3月20日から、アディスアベバ（エチオピア）との間の旅客列車の運行を停止する。

(67) ジブラルタル

日本を含む16の国・地域を「危険国」としてリストアップし、過去14日以内にこれらの国・地域へ渡航したことのある者に対して、ジブラルタルに入る際にその事実を申告することを義務づける。また、ジブラルタル当局は、過去14日以内に上記の「危険国」からジブラルタルへ渡航しようとする者に対して、その入域を拒否できる。

(68) ジャマイカ

3月21日11時59分以降14日間、全ての航空機、船舶による乗客の入国を禁止する。

(69) ジョージア

3月18日午前0時から2週間、全ての外国人の入国を禁止する。3月21日からジョージア航空が運航する例外的なフライトを除き、ジョージア発着の全てのフライトを停止する（再開時期は不明）。

(70) シリア

日本を含む25か国から渡航する外国籍の者について、シリアにおける居住資格・発行査証の有無にかかわらず、入国を禁止する。

(71) シンガポール

23日23:59から、短期滞在者（長期査証を有しない者）の入国及びトランジットを禁止する。労働査証保持者は、保健や運輸等の公共サービスに関連する業種の労働者以外は、シンガポールへの帰国を不可とする。

(72) ジンバブエ

3月23日から、自国民の帰国を除き全ての国境を閉鎖する。

(73) スイス

3月25日から、リヒテンシュタインを除く全ての国に対して、入国制限を適用する。

(74) スウェーデン

3月19日から30日間、在住者、滞在許可証保有者、スウェーデン人の家族等を除く外国人の不要不急の入国を原則禁止する。

(75) スーダン

3月16日から陸海空全ての国境を閉鎖する。(4月23日までハルツーム国際空港を含む全ての空港を閉鎖する。)

(76) スペイン

3月23日午前0時から30日間(延長の可能性あり)、スペイン国民以外(日本人を含む。)は、①EU又はシェンゲン協定加盟国の居住者で自己の住居に直接向かう者、②EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であり、その発給国に向かう者、③国境を越えて通勤する労働者、④医療従事者、⑤商品の運搬に従事する者、⑥外交団、⑦やむを得ない事情を文書により証明できる者等以外は、入国が拒否される。

(77) スリナム

3月14日以降通知があるまで、空路、水路、陸路による旅客輸送のための全ての国境を閉鎖する。

(78) スリランカ

3月19日4:00から4月7日23:59まで、スリランカ国内の全ての国際空港に到着する商用便の受け入れを停止する(ただし、出発便(ストップオーバー及び乗り継ぎ含む)、貨物便、人道的フライト等の運航は許可する。)。

また、全ての種類の入国査証の発給を一時的に停止するとともに、未入国の外国人に発給済の電子査証、入国査証、上陸許可、数次査証及び滞在査証を含む全ての査証の効力を一時的に停止する。

(79) スロバキア

13日午前7時から、スロバキア在住でない外国人の入国を禁止する。

(80) スロベニア

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する(ただし、観光目的の日本国籍者は、シェンゲン域内の滞在期間が計180日以内であり、スロベニアでの滞在期間が90日以内であれば査証不要。)。3月17日から3月30日までEUとの間で、3月17日から期限未定でEU外との間で航空便の運航を停止する。

(81) 赤道ギニア

3月12日以降、全ての国境を閉鎖する。3月15日以降30日間、国際線フライトは全て欠航とする。

(82) セーシェル

3月25日から、帰国する自国民以外の全ての渡航者の入国を認めない。

(83) セネガル

3月19日から、外国漁船は上陸及び寄港を禁止する。3月20日から4月17日まで、全ての空港における航空便の運航を停止する（貨物便、傷病者退避便、許可を得た特別便を除く）。3月21日から、モーリタニアとの国境を閉鎖する。

(84) セルビア

3月16日から、滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(85) セントクリストファー・ネービス

3月22日から、日本、中国、イラン、香港、シンガポール、韓国、EU諸国、イスラエル、英國、米国、カリブ海域のオランダ及びフランスの領土から渡航する外国人の入国を拒否する。

(86) セントルシア

3月23日午後11時59分から4月5日まで、国内の全ての空港において、商用機及び私有機の受け入れを停止する。貨物機及びセントルシアから自国へ帰国する渡航者を移送する航空機の運航は許可される。

(87) ソマリア

3月18日から15日間、全ての航空便の運航を停止する。

(88) ソロモン諸島

3月22日以降、全ての外国人渡航者の入国を許可しない。

(89) タイ

非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止とする。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限り、健康証明書（出発の72時間以内に発行されたもの）の提示があれば、入国は可能となる。トランジットを行う外国人は、3月31日までに限り、健康証明書の提示を行えば、24時間以内の乗換が認められる。

(90) 台湾

3月19日から、外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入境を禁止する。3月24日から4月7日まで、航空機のトランジットを禁止する。

(91) タジキスタン

3月19日から、ドゥシャンベ国際空港を閉鎖する（期間未定）。

(92) チェコ

3月16日から、90日を超える滞在許可を持たない全ての外国人の入国を禁止する。同許可を持つ外国人は、再入国しないことを条件に出國を許可する。

(93) チャド

3月19日以降、陸路の国境を封鎖し、2週間にわたって全ての旅客機の離発着を停止する。

(94) 中央アフリカ共和国

3月27日から15日間、空港を閉鎖し、入国を禁止する。(ただし、人道支援、貨物等を除く。)

(95) 中国

日本人の中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。

3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。今後新たに取得する査証での入国は可能。(APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C(乗務員)の査証を有する者の入国は影響を受けない。)

(96) チュニジア

3月18日から、陸空の国境を閉鎖する。3月13日から4月4日まで、全ての国際海路を停止する。

(97) チリ

3月18日から15日間、全ての国境を閉鎖する。チリ人及び居住者は入国を許可する。

(98) ツバル

3月23日から、飛行機、船舶に対して国境を閉鎖する。

(99) デンマーク

3月14日正午から4月13日まで、空路、陸路、海路全ての国境を閉鎖する。外国人は入国する必要性を証明できない場合、入国を拒否される可能性がある。

(100) ドイツ

3月17日から、非EU市民、非EFTA市民及び非英國市民(以下この項において第三国国籍者という)のEUへの入域を30日間制限する。EU加盟国並びに英國、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスにおける長期滞在権限(滞在資格又は長期査証)を有する第三国国籍者は、出身国への通過を目的とする入国を認められる。これらの必要条件を満たさない第三国国籍者は、緊急の入国理由を示さない場合、国境において入国を拒否される。

(101) トーゴ

3月21日から2週間、全ての陸路国境を閉鎖する(貨物輸送を除く)。

(102) ドミニカ共和国

現地時間3月19日午前6時から15日間、全ての陸・海・空路の国境を閉鎖する。

(103) ドミニカ国

3月26日から、商用機及び船舶による外国人の入国を停止する。同28日から、自国民及び居住者についても商用機及び船舶による入国を停止する。

(104) トリニダード・トバゴ

3月23日から4月30日まで、政府の許可がない場合、旅客運送を目的として入出港する航空機・船舶に対する全ての海空港の閉鎖を継続する。

(105) トルクメニスタン

3月18日から、他国との全航空便を停止する（期間未定）。全ての隣接国との陸路国境を閉鎖する（実施中）。

(106) トルコ

3月28日以降、原則全ての国際航空便の運航を停止する。

(107) トンガ

トンガ国籍者以外のトンガ入国は認められない。

(108) ナイジェリア

3月21日から、カノ、エヌグ及びポートハーコートの3空港を閉鎖する。3月23日から30日間、アブジヤ空港及びラゴス空港における国際線の発着を停止する。これにより、緊急フライトを除く全ての国際線の到着が停止となる。3月23日から4週間、陸路国境での人の往来も遮断する。

(109) ナウル

渡航前21日以内にアジア（注：台湾以外、日本を含む。）、中国本土、香港、マカオ、韓国、イラン、欧洲及び米国に渡航または乗り継ぎを行った者は、入国を認めない。

(110) ナミビア

3月27日から30日間、全てのナミビア人及び外国人の出入国を禁止する。

(111) ニウエ

ニウエ政府から許可を得ない限り、航空便にはニウエ居住者しか搭乗できない。

(112) ニジェール

3月20日から2週間、空路及び陸路の国境を閉鎖する。

(113) ニューカレドニア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(114) ニュージーランド

3月20日から、自国民及びその家族等を除き、ニュージーランドに向かう航空機への搭乗を禁止する。また、外国人の国際線乗り継ぎを禁止する。

(115) ネパール

3月14日から4月30日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び空港での入国審査時に7日以内に発行されたPCR検査結果を含む健康証明書の提出を求める。この期間中、陸路での入国は全て停止され、入国はトリブバン国際空港からのみとする。

また、3月20日から4月12日までの間、日本、欧州、西アジア、全ての湾岸諸国、トルコ、マレーシア及び韓国を出発地又は経由地とする全渡航者の入国を制限する。

加えて、3月22日から3月31日までの間については、ネパールに乗り入れる全ての国際線フライトの運航を停止する。

(116) ノルウェー

3月16日から滞在許可を持たない外国人の入国を禁止する。

(117) バーレーン

滞在許可を有する者又は事前に許可を得た者に限り入国を許可する。

(118) ハイチ

3月19日深夜以降、空港と港を閉鎖する。

(119) パキスタン

3月21日(20:01)から4月4日(20:00)まで、全ての国際線(チャーター、プライベート含む)の乗り入れを停止する。

(120) パナマ

3月16日(23:59)以降、居住者以外の全ての外国人の入国を禁止する。3月22日(23:59)以降30日間、パナマ発着の全ての国際便の運航を停止する。

(121) バヌアツ

3月20日以降、全ての国境を閉鎖する。

(122) バハマ

3月24日午前9時から31日午前9時まで、事前に関係部局からの文書による許可がない限り、全ての空港において国際旅客便の受入れを停止する。また、全ての港湾において、国際旅客船及び私有船の入港を停止する。いかなる理由でもバハマへの入国・経由を許可されない。(出国する航空便及び船舶、民間航空局に承認された緊急の航空便等は除く。)

(123) パプアニューギニア

3月23日から国境を閉鎖し、外国からの入国を禁止する(一部の例外を除く。)。

(124) パラグアイ

3月24日午前0時から4月12日まで、全ての空港における国際旅客機の運航を停止する(貨物、医療・救急サービスを提供する航空便、自国民を帰国させようとする外国政府の航空機を除く。)。また、3月24日から、陸・海・空路から全ての者の入国を禁止する。

(125) ハンガリー

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する。3月18日から、滞在許可書を有する欧洲経済領域(EEA)の市民を除く外国人の入国を禁止する。

(126) バングラデシュ

3月22日から4月7日まで、バーレーン、ブータン、香港、インド、クウェート、マレーシア、モルディブ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、シンガポール、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦からの商用旅客機の受入れを停止する。

3月16日から4月15日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び入国時に、渡航72時間前に取得された新型コロナウイルスの症状がないことを証明する健康診断書(英訳添付)を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

(127) 東ティモール

3月29日から全ての外国人の入国を禁止する(ただし、既に入国している者、東ティモールで出生し居住する者等を除く。)。

(128) フィリピン

3月22日より当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官の分を除き、無効となる。(ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟、外国人永住者及び船舶・航空機の乗務員は除く。)

(129) フィンランド

全ての国境(陸路、国際海港・空港)において自国民及び在留許可等を持つ外国人を除き、外国人の入国を制限する。

(130) ブータン

公用目的を含む全ての渡航者の入国を制限する。

(131) 仏領ポリネシア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(132) フランス

3月18日から30日間、EU、シェンゲン協定国及び英国以外の出身者(仮居住者等は除く)は入国を禁止する。

(133) ブラジル

3月30日から30日間、全ての外国人渡航者の空路での入国を禁止する。

(134) ブルガリア

3月20日から4月17日までの間、EU及びシェンゲン域内国の国民を除く、全ての第三国(注:日本を含む)国民の入国を禁止する。

(135) ブルキナファソ

3月21日から2週間、全ての国際空港における商用便の停止する（国内線、軍用、貨物輸送を除く）。また、3月21日から2週間、陸上及び鉄道の国境を閉鎖する（貨物輸送を除く。）

(136) ブルネイ

3月24日から、外国人渡航者（永住者を除く。）の入国及びトランジットを禁止する。観光、留学及び扶養家族の査証発給を停止する。発給済みのこれらの査証は効力を停止する。

(137) ブルンジ

3月22日21時59分から7日間、全ての商用機の発着を停止する（貨物、緊急搬送、人道支援及び政府専用機は同措置の対象外だが、スクリーニングを受ける。）。

(138) ベトナム

3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止。（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外あり。）

(139) ベネズエラ

3月17日から貨物・郵便機以外の一般商用機の運航を制限する。

(140) ベリーズ

3月21日深夜に北部国境を閉鎖し、23日深夜に国際空港を閉鎖する（以上の措置により全ての国境が閉鎖されることとなる）。これらの措置を30日後に再検討する。

(141) ペルー

3月17日から、陸海空の国境を閉鎖し、自国民及び居住者を除く全渡航者の入国を禁止する。

(142) ベルギー

3月17日から30日間、シェンゲン協定加盟国の市民及び居住者、トランジットの渡航者、家族上の必要不可欠な理由がある者等を除き、シェンゲン協定加盟国外からの入国を制限する。

(143) ポーランド

3月15日から外国人の入国を一時禁止する。ただし、①配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、②ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、③外交官及びその家族、④ポーランドの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者は入国可能。3月15日から、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する（国際旅客航空便の運航停止は4月11日までの措置）。

(144) ボスニア・ヘルツェゴビナ

全ての外国人の入国を禁止する。（注：NATO、EUFOR（欧州連合部隊）、医療関係者、人道支援関係者等を除く。）

(145) ボツワナ

高リスク国（注：日本を含む。）からの全渡航者の入国を禁止する。

(146) ボリビア

3月20日0時以降に全ての国境を閉鎖し、3月22日0時以降、全ての国際便の運航を停止する。ただし、自国民及び居住者は入国を許可する。国境閉鎖及び国際線の停止措置は4月4日まで継続する。

(147) ポルトガル

3月19日から、EU域外からポルトガルへの国際線の運航を停止する。ただし、カナダ、米国、ベネズエラ、南部アフリカ及びポルトガル語圏諸国とのフライトについては例外とする。また、3月24日から、EU市民、ポルトガル語圏諸国の国民、ポルトガル在留許可を有する市民等を除き、旅行者等の入国を制限する。

(148) 香港

1月27日から、過去14日以内に湖北省に滞在歴のある非香港居住者の入境を禁止する。3月25日午前0時より14日間を暫定期間とし、海外から航空機で香港国際空港に到着した全ての非香港居住者、中国本土、マカオ、台湾から入境する非香港居住者で、過去14日以内に左記以外の海外滞在歴のある者の入境を禁止する。香港国際空港は全てのトランジットを停止する。

(149) ホンジュラス

3月15日23時59分から、陸路・空路・海路全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住者及び長期滞在者は入国可。）

(150) マーシャル

4月5日まで全ての国から空路での入国を禁止する。

(151) マカオ

3月18日から、全ての非マカオ居住者の入境を禁止する（中国本土・香港・台湾居住者及び外国人就労者を除く。）。3月19日から、中国本土・香港・台湾居住者である外国人就労者以外の全ての外国人就労者の入境を禁止する。3月25日から、中国本土・香港・台湾居住者であって、過去14日以内に外国・地域への渡航歴がある者の入境を禁止する。マカオ国際空港におけるトランジットを停止する。

(152) マダガスカル

3月20日から4月20日まで全ての国際線の運航を停止する。

(153) マラウイ

4月1日から、原則全てのマラウイの国際線の運航を中止するとともに、全ての国境を越える陸路での旅客輸送を停止する。

(154) マリ

3月20日から全ての国際商用便の運航を停止する。また、3月25日から陸路国境を封鎖する（商品輸送や貨物を除く）。

(155) マルタ

21日以降、マルタへの全ての民間航空便の乗り入れを停止する（フェリーフライト、貨物便、人道・帰国支援便には適用されない。）。

(156) マレーシア

3月18日から、外国人渡航者の入国を全て禁止する（注：出国は可能。）。

(157) ミクロネシア

3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する（ただし、州によっては規制が厳しいため注意）。

(158) 南アフリカ

3月27日から4月16日深夜までの間、全ての国内線及び国際線の離発着並びに陸路での越境を禁止する。

(159) 南スーダン

3月24日深夜から、全ての国際便の運航を停止する。

(160) ミャンマー

3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止し、外国人は、ヤンゴン、マンダレー又はネーピードーの国際空港からのみ入出国が認められている。3月25日から、全ての外国人に対して、新型コロナウイルス陰性証明書（ミャンマーに向かう航空機出発の72時間以内発行）の提示を義務づける。また、3月29日から4月30日まで、全ての外国人に対し、新規査証発給及び査証免除を一時停止する。3月31日から4月13日までの間、商用旅客航空便の着陸を禁止する。

(161) モーリシャス

3月19日から15日間、空港において全ての渡航者の入国を拒否する。クルーズ船の入港も拒否する。

(162) モーリタニア

3月17日以降、全てのモーリタニア発着便の運航を停止する。3月24日以降、全ての陸路及び海路の国境を閉鎖する。

(163) モザンビーク

査証の発行を停止するとともに、既に発給された査証の効力を停止する。

(164) モルドバ

3月17日から4月1日までの間、モルドバにおける全ての国際線の航空機及び鉄道での人の輸送を停止する。3月17日より、陸路での外国人の入国を禁止する。

(165) モルディブ

3月27日以降、全ての国からの渡航者に対して到着査証の発給を停止する（終了期限未定）。これにより、観光目的での入国は許可されない。また、就労目的での入国に関しては、事前に就労許可を入国管理局から取得するとともに、入国48時間以上前に経済開発省から許可を得なければ入国できない。

(166) モロッコ

3月15日から全ての国際旅客便の運航を停止する。3月12日から、客船等の一時的な出入港を停止するとともに、モロッコ北部と接するスペイン領との国境を、通過を希望するスペイン人の通行を除き閉鎖する。

(167) モンゴル

4月30日まで、モンゴル発着の全航空便の運航を停止するとともに、外国人の入国を原則禁止する。

(168) モンテネグロ

3月15日から15日間、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(169) ヨルダン

3月17日から全てのヨルダン発着の航空便を停止し、陸路・海路・空港を含む全ての国境を閉鎖する（貨物輸送は除く）。

(170) ラオス

3月20日から30日間、外国人に対する電子査証・到着査証・観光査証の発給を停止する。査証免除を実施している国（注：日本を含む。）についても一定期間免除を停止する。既存の査証を有する者が入国する場合は、健康診断書及び直近14日間の渡航歴の提出が必要となる。

(171) ラトビア

3月17日から4月14日まで、空路（航空機）、陸路（鉄道・バス）、海路（船）の全ての公共の国際交通機関の運行を停止する。ただし、自家用車にてラトビア人及びラトビアに居住している外国人（外交官を含む）の入国は可能。

(172) リトアニア

3月16日から、空路、陸路、海路等あらゆる方法での外国人の入国を禁止する。ただし、リトアニア人の家族、リトアニアの滞在許可保持者、商品の搬送等を扱う業者、外交官及びNATO関係者等の入国は可能。

(173) リビア

3月16日から3週間、空及び陸の出入国地点を閉鎖する。

(174) リヒテンシュタイン

3月25日から、スイスを除く全ての国に対して、入国制限を適用する。

(175) リベリア

3月23日から、全ての商用機の運航を停止する（貨物便、チャーターマーク及び特別機を除く）。

(176) ルーマニア

3月22日22時から非EU諸国民の出入国を禁止する。（なお、滞在許可所持者、乗換旅客等は、この禁止措置の適用外とする。）

(177) ルクセンブルク

3月18日18時から、EU圏以外の国籍を有する者のルクセンブルクへの入国を1か月制限する（延長の可能性あり。）。欧洲連合、英國、シェンゲン協定加盟国市民及びその家族は、自宅に戻る目的で、一時的な旅行制限を免除。なお、EU域外の者について、長期滞在資格保持者、医療専門家、越境労働者、外交官、乗り継ぎ旅客、家族の緊急かつ正当な理由により旅行する旅客等は入国制限の適用外となる。

(178) ルワンダ

3月21日から、国境を閉鎖する（当面2週間の予定、滞在許可を有する者を除く）。

(179) レバノン

3月18日から4月12日までの間、ベイルート国際空港及び陸海空すべての出入国地点を閉鎖する。

(180) ロシア

3月18日0時00分（現地時間）から5月1日の期間、外交官やロシア永住者を除く全ての外国人・無国籍者を対象とし、ロシアへの入国を一時的に制限する。また、①外国人に対する、教育、労働活動の実施の目的で私的にロシアに入国するための文書の受領、招待状の作成及び発給、②外国人労働者の招へい及び利用の許可、並びに外国人に対する労働の許可について、一時的に停止する。ロシアの大使館及び領事館においては、外国人及び無国籍者に対し、外交、公用、本命令第2項に示された者に対する一般商用査証及び近親者の死去に関連してロシア連邦に渡航することとなっている外国人及び無国籍者に対する一般私的査証を除く全ての種類の査証の申請の受理、作成及び発給を一時的に停止するとともに、外国人に対する電子査証の査証作成も停止する。

3月27日から、ロシアの空港と外国空港との定期・チャーター便の運航を停止する（外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外）。

2 入国後に行動制限措置がとられている国・地域（60か国／地域）

(1) アイスランド

外国から帰国した全ての自国民及び居住者（注：在留外国人を含む。）に対し14日間の自宅待機を義務付ける（注：外国人旅行者は含まれない。）。

(2) アイルランド

3月19日から、英國領北アイルランドを除く全ての外国人で、コロナウイルスの症状が出ていない場合は、14日間の行動制限を必要とする旨勧告する。外国からアイルランドに戻ってきた者で、コロナウイルスの症状が出ている場合は、自主隔離をするよう勧告する。

(3) アゼルバイジャン

全ての外国人は、入国時に体温検査を受ける。37度以上の発熱、せき等の症状があれば14日間の隔離を行い、精密検査の後、感染が確定すれば14日間から29日間の隔離を行う。症状がない場合でも14日間の自宅待機を要請する。

(4) アルバニア

全ての渡航者は、入国時に渡航歴及び体調に関する質問、体温検査が実施され、感染が疑われる場合には、別室にて医師、看護士からの問診等が行われ、自宅待機、感染症指定病院への移送、サンプル採取等の対応が判断される。また、入国時にフォームを提出する必要があり、入国から14日間自宅等での自主隔離が義務付けられる。

(5) イラン

全ての渡航者は、入国時に発熱等の症状があった場合、感染国への渡航歴を勘案しつつ、酸素濃度計による検査を実施する。酸素飽和度が93%未満の場合、出発国に送還する。

(6) インド・ケララ州等

ケララ州では、日本、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム及び韓国からの渡航者で感染しているリスクの高い者（感染者と接触のあった者、感染者と半径1メートル以内にいた者等。）に対して、ハリヤナ州及びオディシャ州では諸外国からの渡航者に対して、州独自の措置として一定期間の自宅隔離を求める。

(7) エストニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の自主隔離を義務付ける。

(8) エチオピア

23日0時10分以降、全ての入国者に自己負担で、指定ホテルでの14日間の隔離を義務付ける。トランジットの予約がある者については、14日間の隔離の適用外とし、指定ホテルにて出発まで待機する。

(9) カナダ

例外的に入国する全ての者に対し、症状の有無にかかわらず、宿泊先又は指定の施設での14日間の自主隔離を義務づける。

(10) 韓国

全ての入国者に対して、健康状態質問書と特別検疫申告書の作成、入国場検疫での発熱チェック、韓国国内滞在住所及び連絡先（携帯電話）の提出と、自己診断アプリのインストール等を求める措置を実施する。

また、4月1日以降、全ての入国者は原則として14日間、自宅又は施設にて隔離する。隔離施設利用時の費用は本人負担とする。

(11) カンボジア

3月31日から、全ての入国者は、入国する際に健康診断やスクリーニングを受けなければならない。また、全ての入国者は、強制隔離、検疫、その他のウイルス封じ込めの方策等、カンボジア保健省の指示に従わなければならない。

(12) 北マケドニア

3月10日から、中リスク国（日本を含む）及び高リスク国から入国した者は、14日間の自主隔離を義務付ける。

(13) キプロス

全ての渡航者は、入国後14日間は政府の指定する施設に強制的に隔離される。

(14) キューバ

3月21日から、全ての入国者に14日間の隔離を義務付ける（注：居住者は自宅（同居者も外出禁止）、旅行者はホテルに隔離する。）。

(15) グアテマラ

一時居住または永住する外国籍の者（注：日本人を含む）及び外交官は、陸路での入国後、隔離措置が課される。

(16) コスタリカ

コスタリカ国内に入国するコスタリカ人及び居住者は、14日間の予防的隔離措置を受ける。

(17) ザンビア

全ての渡航者に対して、入国時のスクリーニング及び症状の有無に関わらず14日間の自宅隔離を義務づける。

(18) ジブラルタル

日本を含む国・地域から入国してから14日以内の場合は、最低14日間の自主隔離、及び111（コロナ関係ヘルpline）への連絡を義務づける。

(19) シンガポール

3月21日から、全ての入国者について、14日間の外出禁止とする。

(20) スリランカ

隔離の対象となる感染国以外の国（注：日本を含む。）からの渡航者については到着日から14日間、自宅隔離の対象になる。

(21) スロバキア

スロバキア在住の外国人が国外から帰国した場合は、14日間の自宅隔離が義務付けられる。

(22) セルビア

3月14日以降に入国した全ての者（滞在許可を有する者等）は、28日間の自宅隔離とする。

(23) タイ

例外的に入国した者に対し、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査を実施する。入国時の検査で陽性の場合は、タイの医療機関で隔離・入院治療の措置をとる。陰性の場合、入国後14日間の自己観察を要請する。3月22日から、全ての国からの入国者に対し、14日間の自宅待機を求める。

(24) 台湾

全ての国からの渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない（従わない場合は罰則あり。）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会長）等が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。

(25) タンザニア

入国する全ての渡航者は、政府が指定・管理する施設において14日間隔離される。

(26) 中国

各地の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

(27) デンマーク

3月17日から少なくとも4月13日まで、入国する全てのデンマーク市民（日本人を含む。）に14日間の自宅待機を要請する。

(28) トーゴ

入国する全渡航者に対して、保健省職員による観察が行われるとともに、38度以上の発熱など、新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合は、隔離の上で検査が実施される。

(29) ニューカレドニア

3月17日以降、ントゥータ空港（ヌメア国際空港）に到着する全渡航者に対して、無症状であっても14日間の自主隔離を義務付ける。症状（せきや発熱）がある乗客は、スクリーニング検査が陰性になるまで、メディポール（医療施設）の隔離室に隔離される。

(30) ネパール

3月14日から4月30日までに入国した全ての外国人（外交、公用査証所持者含む。）は14日間の自主隔離を行う。

(31) ノルウェー

全ての入国者に対する14日間（2月27日に遡及して適用）の自宅待機を命じる措置を導入する。同措置においては、症状のない入国者は予定していた滞在地に帰宅することができるが、他者との接触ができる

だけ避けて移動することを要請する。また、症状のある入国者については、直ちに隔離をとり、公共交通機関の利用を禁止する。

(32) バーレーン

全ての渡航者は、到着時の医療検査の実施及び入国後14日間の自主隔離が要請される。

(33) パナマ

パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離を実施する。

(34) パレスチナ

アレンビー橋からパレスチナ自治区に入域するすべての者に14日間の自宅待機措置を義務付ける。

(35) バングラデシュ

新型コロナウイルス感染発生国からの渡航者に対し、14日間の隔離措置を講ずる。入国時に、保健職員が自主隔離措置か政府施設での隔離措置かを決定する。

(36) 東ティモール

入国する全ての者は、14日間、指定された場所にて隔離され、保健当局による健康観察下に置かれる。

(37) フィジー

3月19日以降、全ての海外からのフィジーへの入国者に対して14日間の自主隔離を要求する。

(38) 仏領ポリネシア

3月17日以降、仏領ポリネシアに到着する全渡航者に対して、自宅又はタヒチ島の宿泊施設における14日間の自主隔離措置を義務付ける。

(39) ブルガリア

感染国（注：日本を含む。）から入国する永住者、長期居住する外国籍者及びその家族に対し、自宅又は国境検疫官に通報した滞在先住所における14日間の自主隔離を求める。

(40) ブルネイ

3月20日から、全ての国・地域からの渡航者に対して、指定監視センターでの14日間の隔離を義務付ける。

(41) 米国

3月21日に米国疾病予防管理センター（CDC）が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情報をレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げたことにより、日本から米国への入国者は、入国後14日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと（social distancing）が求められる。

（アラスカ州）

3月25日から、州外からの全渡航者（アラスカ州住民を含む。）に対し、14日間の自主隔離を義務づけ、違反者には、2万5千ドル以下の罰金又は一年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。

（北マリアナ諸島）

3月23日から、島外からの全渡航者（北マリアナ諸島住民を含む。）は14日間の強制隔離の対象となる。

（グアム）

グアム準州知事の行政命令により、3月16日から、新型コロナウィルスの感染が確認されている国や地域で1週間以上過ごした渡航者（非居住者）は、入国日から遡って7日以内に実施された検査によって新型コロナウィルスに感染していないことを証明する文書を提示しない場合、入国後強制検疫（隔離）措置の対象となる。居住者についても同様の文書を所持していない場合は最低14日間の自宅検疫措置の対象となる。

（ハワイ）

3月26日（木）から、州外からの全渡航者（ハワイ州住民を含む）に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。

（42）ベトナム

3月22日から、入国する全ての者に対し、独立した区域での検査、強制医療申告及び隔離を実施する。

（43）ベナン

3月19日から、全ての入国者に対し、強制的な隔離検疫措置をとる。

（44）ベラルーシ

3月26日から、感染者が確認された国（注：日本を含む。）からの渡航者（外交団、トランジット目的等は除く）は入国後14日間の自宅隔離が義務づけられる。

（45）ポーランド

全ての渡航者は、入国後14日間の自宅隔離措置が義務づけられる。

（46）ポルトガル

（アソーレス自治州政府）

3月15日以降に自治州内の空港に自治州域外から到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず14日間の強制的隔離措置をとる。

（マディラ自治州政府）

3月15日以降にマディラ島の空港に到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず、14日間の強制的隔離措置をとる。

（47）香港

以下の者に対して、14日間の強制検疫措置をとる。

① 2月8日から、中国本土からの全ての入境者及び過去14日以内に中国本土への滞在歴がある者（香港居住者を含む。）

② 3月25日から、マカオ・台湾からの全ての入境者及び過去14日以内にこれら地域への滞在歴がある者（香港居住者を含む。）

③ 3月19日から、過去14日以内にその他の外国への滞在歴がある香港居住者

(48) ホンジュラス

国境閉鎖の例外対象となるホンジュラス国民、ホンジュラスが接受国となっている外交団関係者、永住者及び長期滞在者については、入国後直ちに、自宅等での自主的隔離が課される。

(49) マカオ

3月25日から、過去14日以内に外国、香港、台湾に滞在歴のあるマカオ居住者及び香港、台湾に滞在歴のある中国本土、香港（香港永住居民ID保持者に限る。）、台湾居住者に対し、マカオ政府が指定した場所で14日間の医学観察を受けることが求められる。

(50) マルタ

全ての入国者に対し、入国日から14日間の自主隔離を義務づける。違反した者には3000ユーロの罰金を科す。

(51) ミャンマー

3月25日から、全ての外国人は、ミャンマー入国後14日間の施設隔離に置かれる（一部例外あり）。

(52) モナコ

日本を含む危険地域からの入国者に対して、自宅待機を推奨する。

(53) モルディブ

21日4時以降、空路で入国する、リゾートに向かう者を除く全ての旅行者に対し、入国後政府指定の検疫施設にて14日間の検疫を実施する。

また、リゾートに向かう者についても、入国時に症状があり、感染の疑いがある場合は検査を実施し、陽性の場合は検疫施設に隔離する。リゾート島及び住民島で感染が疑われる者が確認された場合は、その島一帯がロックダウンされ、他の宿泊者についても検疫措置をされる可能性がある。

(54) モンテネグロ

全ての入国者に対し、14日間の自主隔離を義務付ける。

(55) ラオス

入国時に発熱、せき、呼吸困難等の症状があり、感染発生国への渡航歴のある者、又は感染者と接触したことのある者は、病院での隔離措置となる。また、ラオスと国境を接しない100症例以上の感染発生国から入国する者、又は入国前14日間以内に感染者と濃厚接触した者については、症状がない場合でも、入国後14日間は「居所隔離」を行うことが求められる。同期間中は、各自の居所内のみに留まり、他人との接触を避けることが求められる。

(56) リトアニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の隔離、空港でのデータ登録及び検診（健康チェック）を義務付ける。

(57) ルーマニア

3月25日から、イタリア、フランス、ドイツ、スペイン、米国、イランを除く全ての国からの入国者は入国後14日間の自主隔離が義務づけられる（上記6か国からの入国者は施設での検査隔離が義務づけられる）。

(58) ルワンダ

全ての渡航者は、入国後、指定された場所での14日間の隔離義務の対象となる。

(59) レソト

全ての感染国（日本を含む。）から入国する者を14日間検疫下に置く。

(60) ロシア

3月19日から、外国からの全ての渡航者は、国籍を問わず、到着日から14日間の自宅・滞在先での隔離が義務付けられる。

また、国内全域での検疫体制が強化されており、体温測定等を移動中や滞在先の宿舎等で求められた上で、現地当局からの要請により、病院や居住場所（ホテル等）における隔離を求められる可能性がある。

（了）